

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月八日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九一―一七―一七六

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） 一〇三（略） 四 内閣府	別表第一（第一条関係） 一〇三（略） 四 内閣府

(略)	組織	(略)	組織	(略)	組織
(略)	官職	(略)	官職	(略)	官職
(略)	区分	(略)	区分	(略)	区分
(略)	総合海洋政策 推進事務局	(略)	参事官	(略)	北方対策本部
(略)		(略)	の定めるもの に限る。)	(略)	審議官
(略)		(略)		(略)	調査官(人事院 二種)
(略)	一種	(略)		(略)	一種

五・六 (略)

七 警察庁

(略)	組織	(略)	組織	(略)	組織
(略)	官職	(略)	官職	(略)	官職
(略)	区分	(略)	区分	(略)	区分

(略)	組織	(略)	組織	(略)	組織
(略)	官職	(略)	官職	(略)	官職
(略)	区分	(略)	区分	(略)	区分
(略)	北方対策本部	(略)	参事官	(略)	北方対策本部
(略)		(略)	の定めるもの に限る。)	(略)	審議官
(略)		(略)		(略)	調査官(人事院 二種)
(略)	一種	(略)		(略)	一種

五・六 (略)

七 警察庁

(略)	組織	(略)	組織	(略)	組織
(略)	官職	(略)	官職	(略)	官職
(略)	区分	(略)	区分	(略)	区分

組織 (略)	官職 (略)	区分 (略)	財務捜査・ 取調べ技術 研修研究セ ンター	
			(略)	所長 主任教授（人事 院の定めるも のに限る。）
			(略)	三種 四種

八〇三三七 (略)
 三十八 国土交通省

組織 (略)	官職 (略)	区分 (略)	財務捜査研 修センター	
			(略)	所長 主任教授（人事 院の定めるも のに限る。）
			(略)	三種 四種 三種

八〇三三七 (略)
 三十八 国土交通省

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

三十九〜四十五 (略)	(略)	北海道開発局						
	(略)	(略)	部長 部次長			次長		
	(略)	(略)	二種	つては	合にあ	める場	別に定	事院が
三十九〜四十五 (略)	(略)	北海道開発局						
	(略)	(略)	部長 部次長			次長		
	(略)	(略)	一種					